

幸 監 収 第 1 9 号 令和 2 年 8 月 1 2 日

幸手市長 木村 純夫 様

幸手市監査委員 小林清春

幸手市監査委員 藤 沼 貢

令和元年度会計決算における財政健全化及び経営健全 審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項 の規定に基づき、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定 の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて審 査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和元年度財政健全化審查意見書

第1 審査の概要

- (1)審査の期日 令和2年7月29日
- (2) 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化 基 準	説明
①実質赤字比率	(%)	(%)	(%) 1 3. 2 9	一般会計等を 対象とした実質 赤字の標準財政 規模に対する比 率
②連結実質赤字 比率	_	_	18.29	全会計を対象 とした実質赤字 の標準財政規模 に対する比率
③実質公債費比率	3. 2	3. 7	25.0	一般会計等が 負担する元利償 還金及び準元利 償還金の標準財 政規模に対する 比率
④将来負担比率	33.0	39.8	350.0	一般会計等が 将来負担すべき 実質的な負債の 標準財政規模に 対する比率

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について 実質赤字額が生じなかったため、比率は算定されない。
- ② 連結実質赤字比率について 連結実質赤字額が生じなかったため、比率は算定されない。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は3.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っていると認められる。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は33.0%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っていると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

各比率について指摘すべき事項はない。

令和元年度幸手市農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

- (1)審査の期日 令和2年7月29日
- (2) 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和元年度	平成30年度	経営健全化 基準	説明
①資金不足比率	(%)	(%)	2 0 . 0	資金不足 額の事業規 模に対する 比率

(2) 個別意見

資金不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。

令和元年度幸手市水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

- (1)審査の期日 令和2年7月29日
- (2)審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和元年度	平成30年度	経営健全化 基準	説明
①資金不足比率	(%)	(%)	2 0 . 0	資金不足 額の事業規 模に対する 比率

(2) 個別意見

資金不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。

令和元年度幸手市公共下水道事業会計経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

- (1)審査の期日 令和2年7月29日
- (2)審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令和元年度	平成30年度	経営健全化 基準	説明
①資金不足比率	(%)	(%)	2 0 . 0	資金不足 額の事業規 模に対する 比率

(2) 個別意見

資金不足額が生じていないことから、比率は算定されない。

(3) 是正改善を要する事項 特に指摘すべき事項はない。